

平成28年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年9月16日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 稲垣 誠亮 2番 北村五十鈴  
 3番 中塚 尚憲 4番 岩井智恵子  
 5番 高橋 繁夫 6番 太田 健一  
 7番 野並 享子 8番 東郷 正明  
 9番 栢木 進 10番 上杵 種雄  
 11番 市木 一郎 12番 山本 剛  
 13番 丸山 敬二 14番 鈴木 市朗  
 15番 矢野 隆行 16番 梶山 幾世  
 17番 坂口 哲哉 18番 河野 司  
 19番 立入三千男 20番 欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	寺田 実好	政策調整部政策監 (地域戦略担当)	大藤 良昭
総務部長	遠藤 伊久也	市民部長	上田 裕昌
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	白井 芳治
教育部長	藤池 弘	政策調整部次長	川端 美香
総務部次長	竹中 宏	広報秘書課長	服部 道和
総務課長	赤坂 悦男		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	立入 孝次	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

## 議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議第 57号から議第 78号まで

(平成 27年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他 21  
件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

## 追加議事日程

第 1 議第 79号

(野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 発議第 2号

(野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 3 意見書第 12号から意見書第 18号まで

(臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める意見書(案) 他  
6件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後 1 時 0 0 分

## 議事の経過

(再開)

○議長(市木一郎君) (午後 1 時 0 0 分) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 19 人全員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりです。

また、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

(日程第 1)

○議長（市木一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第16番、梶山幾世議員、第17番、坂口哲哉議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（市木一郎君） 日程第2、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第57号から議第78号まで、平成27年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他21件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第9番、栢木進議員。

○9番（栢木 進君） 第9番、栢木進でございます。

去る9月1日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月9日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果についてご報告いたします。

議第77号滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更についてを議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、委員からこの共済の年度別加入状況、支給状況一覧表を見ると、見舞金支給額が共済掛金より少なくなっており、黒字であると思われる。これが基金に入るのかとの質疑に対し、平成27年度決算見込み額では歳入は共済掛金約1億4,400万円、基金繰り入れ、財産運用収入などで約1億8,800万円、歳出で災害見舞金、約1億1,600万円以外に運営費などで約1億8,500万円の支出となっており、基金4,000万円を繰り入れて約300万円の繰越金となっているとの答弁がありました。

また、年度別共済基金積立状況表では、基金積み立ては平成28年度見込みには約5億6,400万円あり、平成30年に終了するのではなく、あと5年くらいは延長できないのかとの質疑に対し、毎年1億強の見舞金が支給されているが、事業終了後2年間は加入がなく、支給額だけが発生すると思われるので、それらを見越して事業を収束されるものである。また、滋賀県下全体を眺めた制度設計の中で、平成30年3月31日が一番よいタイミングであると組合が判断されたものであるとの答弁がありました。

また、この交通災害共済には低所得者の方も多く加入されていると思われるので、そういうことも考慮し、1年でも2年でも延長すべきではないか、また解散後、残った基金はどうするのかとの質疑に対し、近年民間の保険も充実している。また、加入者が減少する

中、事業収束が一番いい時期と判断されたものである。解散後、最終的には各市町に当初の拠出金や加入の割合を算定し、精算されるとの答弁がありました。

また、交通災害共済の加入者が減少した理由は何かとの質疑に対し、加入者が減少した理由は自治会への加入者の減少や、民間の保険への加入者が増加したことが考えられるとの答弁がありました。

以上、議第77号については採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第1番、稲垣誠亮議員。

○1番（稲垣誠亮君） 第1番、稲垣誠亮です。

去る9月1日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月9日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第74号野洲市図書館条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、委員から、第5条第2項の図書館協議会の委員のところ新たに教育委員会が必要と認めるものという条文を今回あえて入れた理由はどの質疑に対し、図書館協議会の委員に公募委員などを入れたいということで加えることにした。協議会に公募委員を入れることは全国的な流れでもあるが、本市としても市民の意見を図書館の運営に反映したいということで今回改正するものであるとの答弁がありました。

全国的な流れに乗ってこの項目を入れたということかとの質疑に対し、全国的な流れというよりも、市民の意見を反映するというで条文を通過したとの答弁がありました。

また、平仮名から漢字に改める部分が3カ所あるが、漢字に改めるのはどのようないきさつからかとの質疑に対し、平仮名になっていたいきさつは正確にはわからない。ただ、全国的に平仮名を使う例があった。今回の改正では、法規審査等で協議し、きっちり正していくということで漢字に改めることとしたという答弁がありました。

議第74号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第76号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（子どもの家）を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、特に質疑はありませんでした。

議第76号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（市木一郎君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第7番、野並享子議員。

○7番（野並享子君） 環境経済建設常任委員会から報告をいたします。

9月1日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案について、去る9月12日に環境経済建設常任委員会を開催いたしました。出席委員6人全員で慎重に審査しました結果を報告します。

まず最初に、議第75号野洲市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課から説明を受け、質疑を行いました。

委員から、企業会計にしていくに当たり、体制の整備と進捗状況はどの問いに対し、資産評価が終わり、システム導入を進めていると答弁がありました。

次に、移行に向けての職員の研修はどの問いに対して、9月14日、関係課職員の研修を実施という答弁がありました。

また、全適用となると、責任者はどうなるかの問いに対し、地方公営企業法で管理者を置かないことができる規定があるとの答弁がありました。

さらに、一般会計からの繰り入れはどうなるのかとの問いに対し、基準内繰り入れはこれまでどおり行くと答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決されました。

次に、議第78号第2次野洲市環境基本計画の策定について、担当部から説明を受け、審議を行いました。

委員から、最近における環境問題の対応は検討したのかとの問いに対して、第一三共株式会社の件、また家棟川流域の環境保全などを検討したと答弁がありました。

次に、概要版の基本目標2の6に省エネルギー推進の啓発とあるが、どんなことかとの問いに対し、市民や事業者に省エネ化の推進や節電の呼びかけを行うとの答弁がありました。

また、基本目標3の10の有害鳥獣対策とあるが、イノシシ被害が多くあり、なりわいを脅かしている。予算をつけて対策が必要ではないかとの問いに対し、今補正予算に捕獲のかごの予算計上をしたとの答弁でありました。

次に、1次計画との大きな改善点はどの問いに対し、1次計画のときは市民活動家など約50人の委員の意見を積み上げ、活発な市民活動の24プロジェクトを体系的にまとめたものであった。第2次では、各プロジェクトを整理し、国や県の動向や琵琶湖再生法などを踏まえて体系的にまとめ直した。1次計画は平成19年からの10年間、2次計画は29年から10年間を見通した行動指針を示したとの答弁がありました。

次に、基本目標4で環境学習での大学との連携が出されているが、市内には大学もなく、どこと連携するのかとの問いに対し、龍谷大学も審議会に入ってくれていて、京大や滋賀大などとも連携していくとの答弁がありました。

また、農道に接するあぜ道などへの農薬散布は環境に配慮した農業として問題があるのではないかと、特に大規模農家の田んぼは顕著であるとの問いに対し、営農の関係であるが、環境に配慮した農業を広げていけるように進めるとの答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決されました。

以上で、環境経済建設常任委員会に付託を受けた議案に対する審査結果の報告とします。  
○議長（市木一郎君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第18番、河野司議員。

○ 18番（河野 司君） 第18番、河野司でございます。

去る9月1日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月6日、7日、8日に各分科会を、15日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第57号平成27年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第58号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第59号平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第60号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第61号平成27年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第62号平成27年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第63号平成27年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第64号平成27年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第65号平成27年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第66号平成27年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第67号平成27年度野洲市水道事業会計決算の認定について、以上11議案を議題といたしまして詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第57号について、可否同数のため、委員長裁決により原案のとおり認定すべきものと決しました。

議第58号から議第60号までの3議案につきましては、賛成多数にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、議第61号から議第67号までの7議案については、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託を受けました決算の審査結果の報告といたします。

○議長（市木一郎君） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。

去る9月1日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました予算を審査す

るため、9月6日、7日、8日に各分科会を、15日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第68号平成28年度野洲市一般会計補正予算(第2号)、議第69号平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第70号平成28年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第71号平成28年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第72号平成28年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)、議第73号平成28年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)、以上6議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第68号については賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第69号から議第73号までの5議案は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました予算の審査結果の報告といたします。

○議長(市木一郎君) これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第57号から議第78号までの各議案について、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、議第57号について、第7番、野並享子議員。

○7番(野並享子君) 議第57号平成27年度野洲市一般会計歳入歳出決算について、反対討論を行います。

平成27年度の政府は、社会保障のためと言って消費税を増税しておきながら、社会保障の切り捨てを行いました。医療、年金、介護など自然増税分を5,000億円圧縮し、さらに年金のマクロ経済スライドを初めて発動し、消費税の増税で物価が上がっても年金は下げられました。さらに、介護保険では年金が280万円以上の人は利用料が2割に引き上げられ、また介護施設の食費、居住費の補助対象制限も実施されました。その一方で、大企業には減税をし、法人税率を現行の25.5%から23.9%に引き下げ、資本金1億円以上の法人については地方税の法人事業税の所得割りを7.2%から6.0%に引き下げ、28年度ではさらに4.8%に引き下げられます。さらに、欠損繰り越し控除の見



直して、法人所得がマイナスになった場合、翌年度以降の黒字分と相殺できます。9年可能なのを10年に延長しました。また、軍事費の増大があり、史上最高の5兆円に迫り、28年度は5兆円を超えました。

平成27年度の野洲市の決算は、国の政策が大きく影響しました。何より、実質賃金のマイナスや、年金の引き下げなどで個人市民税の伸びはわずかでありました。

一方、大手企業の業績がよく、法人市民税は前年に比べ9億8,000万円の増収になり、基金の積み立ても27年度は普通会計で4億6,900万円ふえ、42億8,600万円となり、決算剰余金を28年度に2億570万円財調に入れ、基金残高は大きく伸びています。

しかし、消費税が5%から8%に引き上げられたことにより、需用費、物件費、維持補修、工事請負なども8%の消費税が加算されており、経費の圧迫増となり、財政を圧迫しています。

また、市の財政として影響はしませんが、子育て世帯臨時給付金や臨時福祉給付金の事業では、該当者に渡るお金は5,325万円に対し、全体の事業費が2,027万円であり、事業費としては総額7,352万円です。27.6%が事業費という状況であります。約7,000万円の国費であるなら、そのお金が有効に使われるようにしなければ、国税の無駄遣いという状況になります。もとをただせば国民の税金であり、愚策以外の何物でもありません。

また、子育て世帯は1人につき3,000円、申請率は99.9%に対し、低所得者の方の申請率は83.5%ということで、1,000人余りの方が申請していません。1人6,000円というのは大きなお金だと思いますが、消費税の増税により低所得者対策を行うと国は言いましたが、全ての対象者に行き渡らず、しかも事務費が3割近くかかるような給付金は全く詭弁であります。28年度も参議院選前に実施されており、ばらまきの施策であり、このような税金の使い方はやめるべきであります。

アベノミクスが地方に及んでいないとして、地域消費喚起型交付金もつけ焼き刃的な施策でありました。プレミアム付き商品券が発行されましたが、約1億円の支出のうち、大型店が47.5%であり、地域の商売人への波及は5,200万円ぐらいです。これで地域の消費の喚起につながったのでしょうか。ないよりあったほうがまし的な方策ではなかったのでしょうか。

このような国の施策をもろに受けている野洲市の会計であります。しかし、これまでの

2期8年、山仲市政は堅実に着々と進めてこられました。学校の耐震化や学童保育所の待機児童の解消と、6年生まで入居可能にされました。また、小・中学校の施設にエアコン設置など、子育て、教育に関わる環境設備にも力を注がれてきたことは評価できます。さらに、全国でも注目されている生活困窮者が増大する中、パーソナルサポートサービス事業については、部局横断的な取り組みがされています。さらに、市内巡回バスの直営化と、利用者のニーズに応えた路線をふやすなど、サービス充実を進めてこられました。さらに、情報公開を進められ、予算も部長査定のところから出され、これまでの市政に比べ、政策決定や予算編成の見える化を推進してこられました。引き続き、クリーンセンターの建設や保育園、こども園の建設や市民病院建設のための取り組みなど、市民生活を応援する事業もあります。

しかし、以下の点を指摘したいと思います。

第1点は、公平、公正な行政運営の点です。同和行政ですが、27年度で事業は終了するというので、かなり進んだと感じます。地域住民の方と行政の努力によるものであると考えます。今後も一部の地域だけに限定した施策でなく、全市民を対象に公平、公正な行政運営をされることを求めます。

2点目に、大企業応援の工業振興助成金の支出であります。この間、15社に出した助成金は11億4,761万円であり、それらの企業の法人税が51億円ということですが、約5倍ほどの効果です。市長が優先順位は低いと言われます住宅リフォーム助成金は、どのまちの報告でも助成金の10倍、20倍の経済効果があると言われていています。村田製作所の内部留保金は約1兆円であり、前年に比べ783億円ふえています。このような体力のある企業に1億円の助成金を出す必要は全くありません。平成34年で終了することになっていますが、山仲市長の就任のときに、中小企業だけ残し、大企業の助成金を打ち切るべきでありました。

3点目は、国言いなりの行政となっている点であります。27年度は介護保険料の引き上げ、子育て支援法に基づく条例は法の基準を踏襲しており、野洲市としての独自施策がありません。市長が交代し、この条例をもとに進めれば、保育士の民間委託、認定こども園への移行など行える可能性があります。守山市や草津市でも、国の法律に基づき条例制定が行われ、公立保育園の建て替え時に民間の認定こども園に建て替えられてきています。認定こども園になれば、保護者は園との契約になります。保育料の滞納者は退園が求められ、生活困窮者が排除される状況になります。

現在、野洲市では認可された民間保育園も公立の保育園も、入所に関しては行政が責任を持っています。野洲のまちに適した条例を作成されるべきでありました。

4点目は、マイナンバー制度に対応するシステムの改修費5,000万円出されました。これは、昨年10月に国から国民一人一人に番号がつけられ、その通知を市が行うための費用で、全額国の負担です。これはクラウドと同じくらい危険な内容です。全国民の資産、社会保障、医療、税など全てを国が掌握するシステムです。5万807人に送付されましたが、3月31日で1,381人、8月で3,282の方がカードを作成されているということですが、6.4%しかカード化されていない状況であります。いろいろ特典をつけることを国は考えていますが、個人情報全てがわかるカードを持ち歩くことに不安があり、今後も大きくは伸びないだろうと考えます。カード化しなくても、国としてはどんどん広げていけば、全ての情報を把握することができます。国の法律により行われることであり、野洲市だけが脱退することもできません。だからといって賛成することはできません。野洲市民の皆さんの思いを代弁し、反対を表明します。

以上、4点にわたり反対理由を述べましたが、国の施策による影響を大きく受けた決算であります。しかし、市民は8%の消費税の増税の上に、介護保険料の11%の引き上げが行われ、一方で実質賃金は17カ月連続で下がり続け、年金の引き下げもあり、生活は火の車です。国の悪政の防波堤となって市民の暮らしを守っていただくことを求め、反対討論といたします。

○議長（市木一郎君） 続いて、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

ただいま議題となっております議第57号平成27年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

平成27年度の一般会計決算を見ますと、回復基調の経済情勢が持続していることで、市税、特に法人市民税が対前年度比、約9億8,000万円の大幅な増収となり、財政調整基金や減債基金からの取り崩しも取りやめた上で、さらに積み増しされるといった堅実な運営をされたところであります。

また、滞納債権の一元管理を進められ、市税全体の収納率が97.45%と、前年度より0.43%増加するなど、財政確保に取り組まれたことは評価するものであります。

平成27年度の一般会計歳出決算では、市民生活に欠くことのできない生活基盤施設である新クリーンセンター施設本体工事に継続して取り組まれたほか、幼児の保育、教育の

充実に向け、3園目となる行畑こども園の園舎整備や、民間保育所整備への助成、都市の機能の発展に寄与する国道8号バイパス整備に向けた用地取得や野洲駅前ロータリーの改修、篠原駅の整備事業、雨水幹線事業に見られる治水対策等の市民の生活に直結した基盤整備を確実に推し進められたものと考えております。

また、ソフト事業の展開においても高齢者、障害者、生活困窮者への生活支援に係る関連事業や、子育て支援に係る各種関連事業の推進、また消防団篠原分団の整備にも努められ、市民が安心して暮らせるために必要な施策を積極的に取り組まれたものと評価できるものです。

また、このように都市機能、生活機能などの基盤整備事業を順調に進展され、ソフト事業においても支援を必要とする市民の安心、安全の確保を最優先に推し進められているものと評価しております。

これらの施策は、いずれも市民ニーズを的確に把握し、市民目線に立った施策を展開されてきたものと言えます。

しかしながら、今後市立病院整備事業を推進されることや、継続して野洲駅周辺整備事業やこども園整備事業、また新クリーンセンター整備事業における余熱利用施設の整備や国道8号線バイパス整備に関連する工業団地造成など、大規模事業を進められる予定であることから多額の財源が必要とされるほか、人件費こそ横ばいであるが、年々増加をたどる扶養費や公債費といった義務的経費の増嵩により、財政の硬直化を招かないよう対応策の検討が必要となるものと考えます。

国内では回復基調であった景気が、年明け以降の円高の進行や株安、英国のEU離脱問題等、経済情勢の先行き不透明感が漂う状況ではありますが、今後の動向を冷静かつ客観的な視点で注視しつつ、限られた財源を有効に活用し、効率的な財政運営により最大限の事業効果を上げることで、本市が目指すまちづくりの実現に向けてさらなる努力を重ねていただくことを要望いたしまして、平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（市木一郎君） 次に、議第58号について、第6番、太田健一議員。

○6番（太田健一君） 議第58号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論を行います。

議案質疑や委員会、一般質問での質疑のやりとりの中で、平成27年度の野洲市の国民健康保険税が県内でも高い方から2番目にとということが明らかになりました。払いたくて

も払えない高い保険料は、市民の皆さんの家計の大きな負担となっています。さらに、最近では国民健康保険証の新たな資格証明書の発行は行っていないということですが、現在でも39世帯、44人の方々が資格証明書となっておりまして、申し出があった場合は緊急的な対応として短期保険証を交付しているという答弁がありましたが、基本的には病院に行きたくても行けないような厳しい状況となっています。

こうした負担軽減のために、国保税の引き下げを求め続けていますが、過去には基金からの法定外繰り入れも廃止したということは、国民健康保険が国民皆保険制度や社会保障制度というそもそもの趣旨に反していると感じます。

野洲市は、全国に誇れる生活困窮者施策を行いながら、片や一方、生活困窮者を脅かすような高い国保税であり、とりわけ法定外繰り入れをなくすという行為は、行政施策最大の矛盾ではないかとも考えます。

野洲市の健康保険加入者には、平均して高所得層の方々が多などというような独特な事情などもありますが、他、悪質な滞納者が存在することも理解はしていますが、国民健康保険は法に基づく社会保障制度でもあるため、負担軽減に向けて取り組むべきと考えます。そして、平成27年度国民健康保険事業財政調整基金の残高は約2億3,700万円とあり、平成28年度現在も2億4,400万円とのことで、国保財政が厳しいという中で基金が2億円以上も残っている現状からも、保険税の取り過ぎだと感じています。

委員会での決算特別委員会文教福祉分科会の審査報告書の答弁の中には、国民健康保険への財政支援の拡充で本市に換算すると、昨年度保険基盤安定繰入金で約5,000万円の増加となっている。それでも昨年度は実質2,000万円の基金の取り崩しとなっており、1億7,000万円の投入がされたとしても、なおまだ資金不足が生じる中で、税率を無理に下げていくというのは保険財政の健全化に悪影響が出るのではないかと考えている。また、基金を活用して一時的に税率を下げることは可能であっても、基金はあくまでも一過性の財源であり、なくなればまた元に戻すということ、加入者の皆さんに混乱を来すのではないかという危惧があるというような答弁がありましたが、これは混乱ではなく、引き下げを行った場合は市民の方は喜ばれると思います。

こうした市民の皆さんの混乱を危惧して引き下げを行わないのではなく、基金がある分は還元すべきだと思います。そのことによって、市民の皆さんの理解も得られると思います。

基金はたくさんあるから引き下げが必要というだけの意味ではなく、社会保障としての

国民健康保険制度である以上、こうした基金も活用して引き下げを行うべきであります。

平成29年度からの国民健康保険の広域化に向けて、来月の10月には市町村ごとの標準保険料率のシミュレーションが出ることとなっていますが、運営主体である都道府県に国が大きく介入することによる懸念があり、都道府県ごとの保険料率の一本化など地方自治の形骸化が警戒されています。

国は収納率の向上や医療費の適正化、つまり医療費を削減して計画的、段階的な解消を図るべきとしているため、保険料徴収などの圧力が強まることが予想されます。

議案質疑での答弁では、広域化による事務の簡素化というメリットを上げられておりましたが、実際は国は国保財政の支出面からの管理を強めるために、データヘルス事業を実施する計画としておりました。レセプト点検の強化などによるデータベースの構築や、被保険者への訪問指導をマイナンバー制度と同様の格好のもうけ口となっています。IT情報産業への外注化を進めよとしているため、適正化の名のもとに運営費が膨れ上がることが問題視もされています。

このように、さまざまな問題が浮かび上がってきていますが、被保険者に過剰な負担をさせないことや、行き過ぎた抑制をすべきでないことを県に求めていくべきであります。広域化になっても基金は市で保有できる方向との答弁もありましたが、国民健康保険が社会保障制度である以上、もちろん基金からの繰り入れも必要ですが、法定外繰り入れや一般会計の繰り入れも行い、被保険者の負担の軽減を目指すことが行政としての大きな責務であると考えます。

以上、議第58号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論とします。

○議長（市木一郎君） 続いて第4番、岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 第4番、岩井智恵子でございます。

それでは、ただいま議題となっています議第58号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

我が国が世界に誇るべき国民皆保険体制が昭和36年に確立されてから既に半世紀以上が経過しましたが、その間、国民健康保険制度は幾度かの制度改革を重ねながら、我が国の医療保険制度の根幹を支える重要な役割を担ってきました。しかしながら、被用者保険に比べて相対的に高齢者や低所得者の加入割合が高くなってしまいう市町村の国民健康保険は、財政基盤や脆弱であるという制度的な課題を抱えており、後期高齢者医療制度の創設

など幾度かの制度見直しが行われたものの、根本的な解決には至らず、これまで厳しい財政運営を続けてこられたと聞き及んでいます。

国保を取り巻くこのような厳しい状況下において、野洲市国民健康保険事業の平成27年度決算を見てみますと、歳入総額が55億1,578万2,248円、歳出総額が54億3,403万7,295円となっており、形式収支は8,174万4,953円の黒字となっていますが、もともと前年度からの繰越金が同額程度の8,134万9,822円であったことや、財政調整基金への積立額4,135万7,135円と、取り崩し額1億円との差し引きなどを考え合わせると、実質的には赤字決算であったと言えます。

しかし、財政調整基金を取り崩すことで、一般会計からの基準外繰り入れに頼ることなく、また税率を改定することもなく難局を乗り越えられたことは、厳しい財政状況ながらも、まずまずの決算だったのではないのでしょうか。今後も緊張感を持って国民財政の健全運営に当たられたいと思います。

さて、平成27年度の個々の主な事業を見てみますと、歳入では国民健康保険税について、現年度分の収納率が94.8%となっています。平成26年度の実績を若干下回ったものの、県下13市の中では3番目の収納率とのことで、担当課の努力がうかがえる結果であったと思います。

また、国保税を滞納されている世帯に対しては、機械的に徴収を行うのではなく、その原因が生活困窮に当たる場合には、関係各課と連携して自立支援等の根本的な原因の解決に当たられるなど、市民に寄り添った真摯な対応で大いに評価するところであります。

さらに、保険事業においては、特定検診の受診率が53.2%で、県の平均は37.4%でございます。この県の平均を大きく上回っており、他にも糖尿病の重症化予防事業やデータヘルスの計画策定による保険事業の計画的な推進等にも取り組まれており、市民の健康増進や医療費の適正化にも大きく寄与しているものと推察いたします。

国保事業の本来の目的である保険給付についても、年々医療費が増加傾向にある中で、財政調整基金の取り崩しなど、必要な財源の確保に努めつつ、しっかりと給付が行われており、担当者による適切な見通しと堅実な財政運営の結果であると思います。

以上のように、平成27年度国保特会の決算からうかがえる国保事業の健全な運営に向けた市の努力に対しまして、一定の評価をするものです。

最後に、平成30年度には国保制度の創設以来半世紀ぶりと言われる大改革が行われ、財政運営の主体が都道府県単位に編成されますが、少なくとも、それまでの間については

本市国保事業の安定化及び健全化のため、引き続き経営努力を重ねられるとともに、国保制度改革が国保運営の安定化に資することを要望いたしまして、議第58号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（市木一郎君） 次に、議第60号について、第6番、太田健一議員。

○6番（太田健一君） 議第60号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論を行います。

介護保険制度は、国民健康保険制度と同じく国民の社会保障制度として導入され、進められてきましたが、保険あって介護なしというような政府による制度改悪が年々増してきています。

そうした状況の中で、平成27年度の不納欠損額の滞納繰り越し分が約178万円で46人、318件とあり、この年度には11%の保険料の値上げが行われた影響がうかがえます。

議案質疑での答弁では、高齢化による被保険者が年々ふえると予想し、その準備基金として積み立てを行っているということでありましたが、平成27年度の基金は9,000万円ほどもふえ、平成28年度の予算での基金の繰り入れは4,800万円とさらに基金がふえる状況からも、保険料の取り過ぎと考えます。

来年度からは要支援1、2が保険から外されますが、国はさらに今後要介護1、2さえも保険から外すことが来年の通常国会に提出する方向で議論されておりまして、認定者の65%が保険対象から外されるという大変な事態ともなります。これは国家的な詐欺と日本共産党の小池国会議員が指摘もしています。

保険料が高くて払えない上に、払っていても介護サービスを削られていくという市民の大変な思いや暮らしに寄り添った運営を行うべきであり、国のこうした悪政から市民の暮らしや健康を守るのが地方自治体の役割であり、行政としての責務であります。

さらに、来年度からの介護サービスをボランティアや自治会、民生委員、消防団に丸投げすることを国が示してきていますが、到底そのような運営ができるはずもありません。民生委員に関しては、平成27年度では定員が達していない現状もあり、消防団もなり手がなくて困っておられるというのが現状です。市としての計画も、直前になってもまだ示されていないという現状は大きな問題でもあります。

次の介護保険料の改定時期は平成30年度となりますが、国の負担割合をふやすことを求め、基金を活用した保険料の引き下げを行うべきであり、来年度からの介護サービスが



立ち行かなくならないような事業計画を築き上げていくべきであります。

以上、議第60号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論とします。

○議長（市木一郎君） 続いて、議第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

ただいま議題となっております議第60号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴、排せつ等の介護や看護、療養上の管理等の医療が必要な人に対して、保険、医療、福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき、平成12年4月に創設されたものであります。

制度がスタートして16年がたち、この間要支援、要介護の認定者及びサービス利用者の増加に伴い、保険給付費等も増加している中で、安定した制度運営がなされております。

平成27年度介護保険事業特別会計決算においても、歳入歳出差額差し引き額が2,283万7,698円の黒字決算となっており、安定した制度運営がなされたものと評価しております。

特に、保険給付費におきましては、要介護等認定者数の増加等により、給付費総額は前年度よりも2.8%増の32億8,798万4,919円となっております。

一方の歳入におきましても、国、県、社会保険診療報酬支払基金からの収入の他、保険料収入等、着実な財源確保をされております。

介護保険料の収納状況を見ますと、収納率は98.96%で、前年度比0.1ポイント上昇し、県下でも上位の徴収率となっており、その徴収事務の努力がうかがえるものであり、一定評価できるものと考えております。

また、介護保険料につきましても、社会保険制度の仕組みとして被保険者全体で負担し合うことが基本となっておりますが、その額は負担能力に応じた保険料となるよう設定されており、低所得者にも配慮されているものと考えます。

今後の高齢者人口の増加とともに、要介護者及びその方々が利用される介護サービスが増加し、保険給付費の増加が見込まれますが、介護保険事業の運営においては今後も適正な管理執行のもと、安定した財源運営に努められるようお願い申し上げまして、平成27年度介護保険事業特別会計決算における賛成討論といたします。

以上です。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議第57号から議第78号までの各議案について、順次採決いたします。

まず、議第57号平成27年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第57号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第58号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第58号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第59号平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第59号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第60号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第60号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第61号平成27年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第61号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第62号平成27年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第62号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第63号平成27年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第63号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第64号平成27年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認

定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第64号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第65号平成27年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第65号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第66号平成27年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第66号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第67号平成27年度野洲市水道事業会計決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第67号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第68号平成28年度野洲市一般会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第68号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第69号平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第69号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第70号平成28年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第70号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第71号平成28年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第71号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第72号平成28年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第72号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第73号平成28年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第73号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第74号野洲市図書館条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第74号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第75号野洲市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第75号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第76号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(子どもの家)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第76号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第77号滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第77号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第78号第2次野洲市環境基本計画の策定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第78号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第79号及び発議第2号並びに意見書第12号から意見書第18号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（市木一郎君） 異議なしと認めます。よって、議第79号及び発議第2号並びに意見書第12号から意見書第18号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（市木一郎君） 追加日程第1、議第79号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（立入孝次君） 朗読いたします。

議第79号野洲市監査委員の専任につき議会の同意を求めることについて、以上でございます。

○議長（市木一郎君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議第79号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

野洲市監査委員の専任につきましては、現委員の山川晋さんが平成28年9月30日をもって一身上の都合により退職されることに伴い、今回新たに識見を有する者として久松信治さんを選任いたしたいと存じます。

久松さんは、経営情報システムの開発と運営を行う国際的な民間企業におきまして長年にわたり勤務され、取締役管理本部長、人事部長等の要職につき、活躍してこられました。このように、民間企業で培った感覚と能力を発揮していただけるものと確信しております。

久松さんは、人格が高潔で、地方自治の本旨をよく理解し、財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有し、公正な方であり、監査委員として適任者であることから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

なお、任期につきましては、地方自治法第197条の規定により4年となっておりますことから、平成28年10月1日から平成32年9月30日までとするものであります。

ご審議の上、採決賜りますよう、お願いいたします。

○議長（市木一郎君） これより、ただいま議題となっております議第79号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（市木一郎君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第79号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議第79号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第79号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第79号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第79号は原案のとおり同意することに決定しました。

（追加日程第2）

○議長（市木一郎君） 追加日程第2、発議第2号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（立入孝次君） 朗読いたします。

発議第2号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例、以上でございます。

○議長（市木一郎君） 議案の朗読が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

発議第2号について、第19番、立入三千男議員。

○19番（立入三千男君） それでは、ただいま議題となっております発議第2号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

本市では、水道事業に加え、平成29年4月1日から下水道事業についても地方公営企

業法の全部適用とすることに伴い、事業所の名称を水道事業所からみず事業所に変更いたします。そのために所要の改正を行おうとするものであります。

なお、本条例は平成29年4月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（市木一郎君） これより、ただいま議題となっております発議第2号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第2号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開時刻を午後2時30分といたします。

（午後2時15分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（追加日程第3）

○議長（市木一郎君） 追加日程第3、意見書第12号から意見書第18号まで、臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書（案）他6件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第12号について、第8番、東郷正明議員。

○8番（東郷正明君） 第8番、東郷正明です。

ただいま議題になっております意見書第12号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書の説明をいたします。

安倍政権は、臨時国会でTPP協定を批准させようとしています。しかし、先の参議院選挙でも東北や甲信越など農業が主産業の選挙区において、9選挙区のうち8選挙区において野党統一候補が勝利し、これはTPP反対の国民の意思がはっきりしています。

また、一切手をつけなかったという155の細目も、品目で見れば無傷のものは何ひとつないということを石原TPP担当相も、また森山農水大臣も言っています。また、何よりも国会で重要5品目の聖域を確保できないと判断したときは、脱退も辞さないということを国会決議がされています。

現在、TPPは12カ国どこの国もまだ批准をしていません。アメリカの大統領選挙でも共和党、民主党両候補が反対をしていますが、これは現在のTPPを反対しているのであって、なお強固な日本に対して厳しいものを求めるということが言われています。こういう状況の中で、TPPを日本が先んじて批准すべきではありません。臨時国会でTPP協定の批准を行わないことを強く求めるものです。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第13号について、第6番、太田健一議員。

○6番（太田健一君） 2016年の5月に部落差別の解消の推進に関する法律案というのが自民、公明、民進の3党共同提案で提出され、現在継続審議となっております。その中で、多方面から批判が寄せられていますが、例えば現状認識についての問題点、部落差別を許さない社会的環境は大きく前進している。既に法の終了から部落差別の解消は進みこそすれ、差別がふえているという事実がないという点。そしてさらに部落問題だけを特別扱いすることに起因する行政の主体性欠如や不公正、部落民以外は全て差別者であるとの部落排外主義に基づく解放同盟党の糾弾闘争の横行など、これまで招来してきたことが

明らかになっていることから、今回のこの提案されている法律の立法の根拠とはならないという点が指摘されています。

国による同和行政の特別対策は、もう既に14年前に終了しておりまして、その大きな要因というのはこの意見書案のところに3点ほど書いてあるのでまた目を通していただきたいと思います。

このように、部落差別解決の今日的な到達点は明瞭でありまして、野洲市においても同和行政の終結へ向けてさまざまな個人施策も終了しまして、全体的な人権という観点での一般施策への移行も進められてきている中で、このような新たな同和行政を復活させるような法案は必要でないことは明らかであります。

この法案に含まれたそもそもの狙いは、部落問題を他の人権問題とは異なる特別扱いをするもので、かえって部落差別の解消には有害なものになると言わざるを得ないと思います。国民主権の現行憲法を国が人権を管理するものへと改悪する危険性もはらんでおりまして、これは、戦争法であったり、次の意見書にもあります緊急事態条項などと同じく、憲法を守っていくという観点からも到底認められるものではありません。

よって、同和問題の解決に逆行する部落差別固定化法案の制定を行わないことを強く求めます。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第14号及び意見書第15号について、第7番、野並享子議員。

○7番（野並享子君） 「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障の実現を求める意見書（案）に対しての趣旨説明を行います。

要介護認定を受けた人、約444万人の過半数を占める要介護1、2の軽度者の訪問介護などを保険給付から外そうというもので、今年中に結論を出そうとしております。

この生活支援サービス、これは訪問介護の中で掃除、洗濯、調理、買い物、薬の受け取り、衣類の整理とかそういった本当に日常生活を支えていて、しかもケアプランに基づいて計画的に実施されているものであります。そして、この専門家が利用者の変化の状況を早期に発見をし、対応を可能にしていくという、本当にもう生活を支えていける状況である、これを保険から外すということは、結局利用者の重症化に進み、むしろ介護保険財政を圧迫するということになりかねません。要支援1、2の訪問看護、デイサービスなどが来年4月から保険対象から外すということになっております。

このようなことの中で、29年度から全自治体で実施するというにされていますが、受け皿もなく、本当に今地方自治体が困っているというのが状況であります。

国は、保険料を払うことで介護サービスを利用するというそういう制度をつくってきました。できたときには、いつでも、誰でも、どこでもということスタートいたしました。しかし、それが負担あってサービスなしというような状況では、本当に制度の根幹を崩すような詐欺的と言われております。本当にこういった怒りの声が高まっている中で、国において要介護1、2の保険外しを中止し、安心、安全の介護保障の実現というのを強く求めるというこの意見書に対して、地方自治法第99条の規定により提出をしたいと思いません。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

続きまして、米軍北部訓練場ヘリパット建設に関する意見書についての提案理由を述べます。

米軍北部訓練場において、東村高江の集落を囲むように今ヘリパットの建設が強行されています。自然環境や住民生活に悪影響を及ぼすということで、県民の多くの皆さんが不安を増しておられます。

この東村高江のN4地区の2カ所のヘリパットがもう既に完成をされて、平成27年2月に米軍に先行的に提供がされました。米軍によるオスプレイの訓練が今急増をし、オスプレイが昼夜問わず低空飛行で民家の上空を飛行する、そういう中で、住民の皆さんは精神的にも本当に限界を超え、騒音、低周波を浴び続けて、学校を欠席するという児童も生まれております。

去る7月11日の朝から、県警の機動隊を投入して140人の村民のところに500人の機動隊が来て、建設工事に反対する住民らを排除して、工事関係の機材を運び込んでいくという強行しております。このような政府の姿勢は許されるものではありません。

また、13日には自衛隊のヘリコプターが資機材を空輸するというので、米軍の下請をしているような状況であります。

命、安全及び生活環境を守る立場から、政府が米軍北部訓練場のヘリパット建設を強行するというのに対しては厳重に抗議をし、直ちにこの行為を中止すべきだと思います。米軍北部訓練場ヘリパット建設に関する意見書に対しての趣旨説明といたします。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員各位の皆さんのご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第16号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

意見書第16号返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）についてご説明させていただきます。

内容的には皆様方のお手元のとおりでございます。

あと、つけ加えましてご説明させていただきますと、これは毎日新聞の2016年7月18日の記事でございますけれども、今文部科学省におきまして、返還する必要がない給付型奨学金制度の創設に向けた検討チームを設置し、具体的な制度設計の議論を始めた。年内に議論を取りまとめて、来年の通常国会で必要な法改正をし、2018年度春の入学からの給付を目指す。しかし、財源の目処は立っておらず、対象者の範囲や給付型の調整は難航も予想される。また、専門家は給付型奨学金は渡し切りになるので、納税者が納得できる制度にすることが不可欠というふうな記事があります。

しかし、我々としては、やはりそういう学生が、お金がないから勉強ができないという環境から脱皮するための制度づくりは必要でございますので、今回地方自治法第99条の規定におきまして意見書を提出したいと思っております。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第17号について、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 意見書第17号南スーダンへの「安保法制」発動を許さない意見書（案）について説明をいたします。

南スーダンへは、2012年にPKO活動として初めて自衛隊の第1次隊が派遣され、今日まで幾度となく派遣期間が延長されながら、現在は第10次隊となります。そして、この10月末で10次隊は終わるわけですが、これまでは危険な環境にあるとはいながらも、憲法9条のもとで派遣されていたわけですが、現在の10次隊には新任務は与えられていません。11月から派遣予定の第11次隊に対し、安保法制により、新たな任務として駆けつけ警護や宿営地の共同防衛でまさに戦闘地域への派遣となり、日米合同訓練で実際の状況に近い形での訓練も行われています。もし戦闘状態になれば、自衛隊員にも死者が出るかもしれません。

このような殺し、殺されることは断じて許されるものではありません。自衛隊員の命やNGO活動の皆さんの命を守るためにも、安保法制を発動させないことを強く求めるもの

であり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

今回、共産党議員団から、この提案と次にあります緊急事態条項についての共同提出の提案を受けました。

地方自治法第99条の規定では、当該地方公共団体の公益に関する事件について意見書を出すことができると規定をされております。当該団体の公益については、拡大解釈をされる場合もありますが、〇〇党が出したから賛成とか反対、あの人が出したから賛成とか反対、また会派で決まったから賛成とか反対ではなく、議員個人個人が意見書の内容をよく吟味することが大切であることを切にお願いして提案の理由説明をいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第18号について、第12番、山本剛議員。

○12番（山本 剛君） 第12番、山本剛です。

緊急事態条項の新設に反対する意見書（案）について、説明を行います。

現在、憲法改正をめぐり、国家緊急権を具体化した緊急事態条項の新設が議論に上っています。理由としましては、災害対策と説明をされていますが、それについては現行憲法下にある災害関連法制によって十分整備されていると、大震災を経験した自治体を含む多くの弁護士会が緊急事態条項の新設に反対する声明等を出しております。

日本国憲法改正素案には、内閣総理大臣は閣議のみで緊急事態を宣言できること、宣言下の内閣は国会の議決を必要とせず、政令を制定できること等が列記をされています。これが現実になれば、たとえ一時的にせよ、行政府への過度の権力集中や国家権力による不当な人権侵害等が起きかねません。緊急事態条項の新設は立憲主義を破壊し、地方自治への国家権力の安易な介入を許し、基本的人権をじゅうりんする可能性が否定できません。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） これより、ただいま議題となっております意見書第12号から意見書第18号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後2時50分 休憩）

（午後2時54分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

それでは、意見書第16号返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）について、質疑を行います。

返済が不要な給付奨学金制度ができれば、提案にありますように学ぶ意欲のあるものが経済的理由で学業を断念することなく、制度としては非常にいいことだと思います。しかし、財源確保の手だてや支給の条件など、問題は多いのではないかと思います。

そこで、以下の点について質問をいたします。

まず、提案理由の中にもありました、書かれておりますけれども、公明党は約半世紀前から国会で訴えてきた給付型の創設が政府の経済対策に盛り込まれたと、そして2017年度の予算編成過程を通じ、制度内容について議論を経て、2018年度から制度の導入を目指すと言っております。また、文科省も平成29年度概算予算要求で、給付型奨学金創設を含む大学奨学金の拡充予算を計上しております。こういった状況にあるのに、もう既に進んでいるのに、なぜ野洲市議会としてこの意見書を出す必要があるのか、まずお伺いをいたします。

2点目に、返さなくてもいい給付型奨学金をくれる団体というのがあります。条件はいろいろありますけれども、こういった団体が約150ありました。なぜこれを活用せずに税金から出さなければならぬのかをお伺いをいたします。

3番目に、税金で出す場合の財源の確保はどのようにされているのかをお伺いをいたします。

4点目に、奨学金制度を活用して大学を卒業後に、返済が滞っている人数と金額を教えてくださいと思います。

滞納者への扱いはどのようにするのか、例えばもう全額免除にするというのか、どういった扱いにするのかをお伺いをいたします。

それと、先日来高校での通信制高校ですか、不正受給というのがありましたけれども、この件について不正受給はないのか、あると考えるならば、どのように対処するのか。

もう一つ、無利子奨学金の残存適格者というようなことがありましたけど、これはどのようなものかをお伺いをいたします。

最後に8点目としまして、こういった大学生の支援もいいですけれども、そのお金は子どもの医療費無償化等、本当に困っている人に充てるべきではないかと思いますが、提案



者のお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

今意見書の質問ということをしていただきまして、答えられる範囲内で答えたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず1番目の公明党として、野洲市議会として意見書をなぜ出すのかということなんですけれども、要するにこれから政府がやろうとすることでありまして、先ほどから言っているように、財源の手当てがまだまだ見つからない状況でありますので、これをやっぱり地方から声を上げて、しっかり財源の確保に取り組んでいただきたいという思いで野洲市議会として意見書を出させていただきたい、こういった思いでございます。

2番目の返さなくてもいい給付型奨学金をくれる団体、これは確かにうちの息子、娘もそういった団体から高校のとき借りておりました。しかし、借りれる範囲が物すごく狭められておるわけございまして、条件になかなか関わらないということで、これもやっぱりなぜ税金から出さなければいけないことで、やはり公にこれから困窮者対策の一つでありますので、そういったのから脱出する、お金がないから学生として行けない、こういった流れをやっぱり断ち切る思いで、今回税金から、これ財源を確保しなければならないわけでございますけれども、こういった思いで今回財源の確保をしていただきたい、こういった思いで出させていただいているわけでございます。

3番目は、これから財源を探すということでありまして、税金で出す場合の財源はどこからというのは、これは私自身もちょっと現実的にはまだ今わからない状況でございます。

4番目の奨学金制度を活用して大学を卒業後に返済が滞っている人数と金額は、これ数字をお聞きになっておりますけれども、今資料がございませんので、これもちょっとお答えできる範囲内ではございません。

5番目の滞納者の扱いでございますけれども、これもちょっと今の規約の中で対処していると思いますので、これもちょっと内容的にはお答えできませんので、よろしくお願ひいたします。

6番目の不正受給者への対応は、今までの制度の中でこれは行えると思っておりますので、そういった内容で、現状の対処方法は今手元に資料がございませんので、お答えでき

ない状況でございます。

7番目の無利子奨学金の残存適格者というのはどういうものかでございますけれども、要するにそういった状況の中で、これからどういった方がその対象になるかというのもこれから検討される、財源の確保の中で、どういった方をそういうふうに対象にしていくかというのも、これから検討の範囲内ではないかと思っております。

8番目の大学生への支援もいいが、その金は子どもの医療費無料化と本当に困っている人の充てるなどすべきと思うがという考えでございますけれども、大学生、これから日本をつくる方たちへの財源として、やはりそういった部門が違うと思しますので、こういった福祉の面とまた医療費無料化の件はまた別の次元で考えたいと思しますので、今回どちらがいいとか悪いとかいうのは、今回質問にはちょっと私からお答えできませんので、そういった内容で1から8までのご回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ただいま回答というか、いただきましたけども、全てにわたってまともな回答になってないなという印象です。これではこういった意見書、もう既に決まっているものをなぜ、そういうことでいけば、国会でやっていることはほとんどが意見書、追って出さないかんの違うかなと思います。

もうこれ2回目、3回目質問しても多分出てこないの、ちょっと話をさせていただきますと、一番目は公明党さんの情報の中ではしっかりと自慢してこれが入っておるわけですね。教育の党公明党とかいうタイトルもついていました。福祉の党とか平和の党とかいろいろついていますけど、そういった公明党さんの中でそういうことがされておりました。

文科省のやつは予算言いましたか。言いましたね。

それから、2番目の返さなくてもいいというやつに対して税金はというのは、条件が合わんから、あと税金出せやと、こういう答えであったかなと思います。まあまあそういう考えであれば、それはそれでいいかなと思いますけども、こちらも給付型奨学金ということで、先ほど言いましたように条件はいろいろ違います。出す額やとかそういったところも違いますけども、ここは返さんでいい団体がいろいろなケースで150ぐらいはありました、私調べましたら。そういうところをまずは活用すべきではないかなと、税金による前に。

財源の確保、それから今の税金何で出さないかんのかという件ですけども、皆さんご承

知かと思えますけど、国の借金ですね、1,000兆円とも言われていますけど、最近調べました財務省のデータによりますと、26年度末で780兆円らしいです。今は1,000兆円やと一般的に言われていますけど、これは我が国の税収の16年分に相当するこういった多額の借金があるわけですね。その中で、まだまだこういった給付型の分を出せというのはいかがなものかなと、このように思います。

それから、奨学金制度を利用したものでの滞納ですけども、これもちょっとデータによりますと、現在返還する必要がある人が374万1,000人ぐらいおるそうです。この中で、3カ月以上滞納しているのが約17万3,000人ということらしいです。ちなみに、この額が898億円滞納額があるそうです。これは今返還しなければならないものに対するこれだけあるわけですね、898億円。これを無償でやるとなると、また大変な金になります。

驚いたことに、この滞納者、先ほど言った17万3,000人ですか、この中の37.7%ぐらいの人が返さないかんことを知らなんだと言っているんです。返す義務を知らなかったと。こんな現状で、給付型やいうて出してしまっていていいのかどうか、そういう制度もよく理解してなしにやっているものが非常に心配やということですよ。

不正受給は、現在のやり方でやるというのであれば、まあまあ、今高校で、通信制の高校で起こっておるようなことはないとは思いますが、

それから、無利子奨学金の残存適格者というのはちょっと私も初めて聞いたもので、知らなかった、調べてみたので、それが私の調べたのと合っているのかどうかをちょっと聞きたかったんで聞いたんですけれども、ちょっと調べた内容とは違うかったようです。

これは、無利子で借りている方ですね、その人に対する、要は無利子の分を借りたいと言うてる人がおるけども、財源が確保できてなかったから貸すことができないんやというようなことが書かれていました。

これについても、もう既に予算措置ができたようです。この人たちが2万4,000人ぐらいがこの残存適格者と言われる方で、それも文科省がもう財源を確保して、全体で49万9,000人分の無利子給付というのを確保できたようです。

それから、最後に聞きましたそういった大学生のこれも大事かもしれませんが、それよりか子どもの医療費無償化とかそういうところをやるべきではないか。

私は特に、これもそうですし、東北の災害とか九州の熊本の災害とか、ああいうところをやっぱり復興していくのが先ではないかなと。どこそこの復興なくして日本の再生はな

いとか言うてるので、やっぱりこういう本当に困っているところに出すべきやと私は思います。

もう質問しても答えは多分ないと思いますので、一応私の思っているところを述べさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第12号から意見書第18号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第12号から意見書第18号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第12号から意見書第18号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時10分 休憩）

（午後3時26分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、意見書第12号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

意見書第12号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書（案）に対しまして、反対討論いたします。

日本にとって、参加するための課題はたくさんまだまだあります。そのTPP環太平洋パートナーシップ協定は、日本やアメリカ、オーストラリアなど太平洋を囲む12カ国が人、物、金の動きを加速し、貿易で豊かになろうという取り組みでございます。

日本経済にとってもメリットが大きいのでありまして、心配事もたくさんあります。1つは農産物の関税であります。日本では米や牛肉など農産物に高い関税を今かけて守っていますが、これを守れるかという問題でもございます。もう一つは、我が国が行っている

水際での検疫や表示などの食の安全を守る仕組み、それに国民皆保険などの制度を守ることができるといふ問題もございます。

まず、関税が大きく下がることになりましたが、これによって農産物は随分安くなるのはこれは間違いのないことでもあります。今回のTPP参加国の中にはアメリカやオーストラリア、ニュージーランドといったワインの主産国がそろっている。関税撤廃をきっかけに日本市場に売り込みをかけてくるのは間違いのない。競争も激しくなるものでございます。

前文が長いので後ろの方もいきます。全ての国がスムーズに国内手続を行えば早いですが、それがそれぞれの国内には反対する人がたくさんおまして、特にアメリカでは交渉内容が不十分だということなので国内手続が若干遅れております。また、大統領選挙もこれから行われますので、行方はちょっとわからない状況であります。

この2年のうちに全ての国が批准できなかった場合は、全体のGDPの85%を占める6カ国が批准すれば、2カ月後には協定は発効することになっておりますが、ただ、アメリカは参加国全体のGDPの62%を占めておりますので、実質的にアメリカが批准できなければ協定は発効できないような状況でございます。

そこで、我々はこの歴史的な協定が経済成長を促進し、高賃金の雇用を維持し、イノベーション、生産性及び競争力を向上させ、生活水準を高め、各国の貧困を減らし、透明性、良質なガバナンス並びに強力な労働及び環境の保護を促進することに期待するものでございますとあるように、21世紀のこれからの世界の中で、日本として生き抜くための経済的取り組みの必要があると考えております。

以上のことから、臨時国会でのTPP協定を批准しないことを求める意見書（案）に対しまして、反対討論といたします。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 次に、第14番、鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） それでは、意見書第12号の臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書に対して、賛成の立場から討論をしてみたいと思います。

TPP交渉については、交渉内容が秘密裏に行われ、国民に合意内容が明らかにされないばかりか、国会に出された資料はほとんど黒塗りで、これは議論も何もできません。本当にこの出された資料は国民をばかにしたような資料でございます。

まずは、何よりTPP交渉に当たっては、国会で重要5品目は除外するという国会決議がされていましたが、全ての品目で無傷のものがないということが担当大臣からも明らか

になったことにより、このまま日本が先んじて批准を進めることは許されるべき事態ではありません。

そもそも2012年の選挙では、TPP断固反対、農業を守るぶれない党ということで選挙公約をされております。

しかし、過去を振り返ってみますと、このTPPに先立ちまして1986年、南米のウルグアイラウンドで始まったガット農業交渉における米のミニマムアクセスの受け入れにつきまして、政府はその当時、3度にわたる断固受け入れ反対の決議をされておられます。当然全国の農青年の方々もそれに期待して、ミニマムアクセスの受け入れをしないということを感じていました。しかしながら、3度の国会決議をしたにもかかわらず、このアクセスを認めた形になってきております。

当時の1986年の米価が、60キロ当たり1万8,000円で推移しております。今はどうでしょうかね。米価は1万円強です。そのような状況の中で、TPPを今後履行していけば、どのような形になるか、自ずとわかると皆さんは思われるでしょう。

ところが、今現在では日本の米とアクセス米との均衡のバランスをとるために、日本は77.8%の関税をかけて、それで日本産米と同レベルの扱いをしております。それが撤廃されたならば、当時の米価の価格で申し上げますと、カリフォルニア米で精米価格で60キロ当たりが5,000円が入ってくるということです。そうした場合、このTPPを批准して受け入れたならば、日本の農業は壊滅的な打撃を受けることは間違いございません。

そしてまた、政府はこのTPPの影響に関する農業者の不安を払拭するために、万全な国内対策を実施するというようなことを批准の条件として出されておりますが、先ほど丸山議員が発言がありましたように、1,000兆円を超える借金があるこの日本の国で、この部分に対して国内対策にどれだけの金が回せるか、これは莫大なものです。ますます国の借金がふえるということは、これは目の当たりにして、もうわかることです。

そういうことを鑑みまして、私はTPP交渉の批准ということは絶対に避けてもらいたい。それよりもまず、諸外国でやっておるFTAですね、皆さん、FTAご存知ですか。FTAというのは、2国間の貿易協定です。これをやはり推進していかなければならんと私は思っております。しかるに、こうした声をやはりこの地方議会から上げていかなければなりません。

地方議会というのは、これはもう市民の声を吸い上げて、政府に届けるという大きな役目があるわけです。イデオロギーの問題はこれは別です。そうした意味から、市議会の責

任でもって、このTPP協定を批准しないことを求める意見書に対しての賛成の立場から私の意見といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第13号について、第12番、山本剛議員。

○12番（山本 剛君） 第12番、山本剛です。

同和問題の解決に逆行する『部落差別固定化法案』の制定を行わない事を求める意見書（案）に対して反対討論を行います。

部落差別固定化法案と記されているのは、部落差別の解消の推進に関する法律案を指していますが、まず、この法律案は同和問題の解決に逆行するものではなく、今なお存在する同和問題の解決を求めるものであり、意見書案はこれを誤認しています。

この法律案は、与党である自民党、公明党、そして野党である民進党によって出された同和問題の解決に向けた理念法であり、特別対策や時限立法を求めるものではありません。

同和対策審議会答申で述べられているように、同和問題は憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。でありますから、超党派で部落差別の解消の推進に関する法律案が出されたものであります。

現在も、インターネット上の差別書き込みや戸籍の不正取得事件、土地差別調査事件、水平社博物館前でのヘイトスピーチ、部落地名総鑑復刻版販売予告事件などが起こっています。このように、残念ながら部落差別、同和問題は解決していない現状があります。

部落差別の解消の推進に関する法律案では、教育啓発が盛り込まれていますが、同和問題の教育啓発が広く人権問題へとウイングを広げてきたことは、野洲市の今までの取り組みを見ても明らかです。

東京オリンピック、パラリンピックを4年後に控えた現在、ますます私たちの人権意識を高揚させることが国際的な観点からも求められます。部落差別の解消の推進に関する法律案の制定により、教育啓発が推進され、人権意識の一層の高揚が図られます。

以上、反対討論とします。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 続いて、第8番、東郷正明議員。

○8番（東郷正明君） 第8番、東郷正明です。

ただいま議題になっています意見書第13号の同和問題の解決に逆行する部落差別固定化法案の制定を行わないことに対して賛成討論をいたします。

部落差別の問題は、法の終了から今14年が過ぎています。法終了後、その後の変化としてインターネット利用などでの部落に関する書き込みは増加しているが、差別事象とし

での因果関係は明らかではありません。新たな法の必要とする立法事実はありません。

今14年がたち、同和地区から他の地区に住んだり、また他の地区からその同和地区と言われたところにも多くの人住んでいます。今人権でいうならば、部落問題ではなく、全ての人権問題に共通する理念、憲法理念では、全ての国民に基本的人権の享有を保障するとあります。

今人権で問題なのは、同和問題だけではなく、生活困窮者や、また労働者の正規、非正規などがあり、また企業での男女賃金差別など多くがあります。これを一般施策としてより広く公平、公正に取り組むことこそ今重要だと考えます。

よって、同和問題の解決に逆行する部落差別固定化法案の制定を行わないことに対して賛成討論とします。

以上です。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第14号について、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

それでは、意見書第14号「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障の実現を求める意見書（案）について、賛成の立場から討論を行います。

厚生労働省は、介護保険で要介護1、要介護2に認定されている軽度者向けのサービスを保険から外すことを2017年度から実施するとしています。要介護1は、生活の一部に部分的に介護が必要な状態で、要介護認定基準時間が32分以上50分未満、要介護2は軽度の介護を必要とする状態で、具体的には要介護認定基準時間が50分以上70分未満となっています。要するに、生活援助サービスを保険の給付対象から外す方向で検討しようとしていることです。それは、調理や買い物などのサービス利用者が外され、要介護者がたちまち困ってしまう事態が発生するということです。

厚労省は、生活援助者は原則として自己負担とすと言っているのです。そうなれば、市町村などの地方自治体は放っておけませんから、中央からいきなり丸投げされた介護事業に対応しなければなりません。しかし、財源に限りがあります。生活に困る人を救うための社会保障ですが、軽度者へのサービス見直しは冷酷な切り捨てというほかありません。

政府与党は、消費税率を上げ、全てを社会保障に充てると言っていたのに、その時期を延期し、財源がなくなったから介護保険サービスを切り捨てるといったことは全く許せません。

この生活援助が原則自己負担となれば、現在1回250円程度の負担が2,500円程



度に跳ね上がるばかりか、多額の費用のため、家族介護が必要となり、介護離職ゼロも達成できなくなります。給付削減は、要介護者の重度化を早め、逆に介護財源を圧迫することになります。重度化になることを防いでいる軽度者の支援をやめるのは、本末転倒で、制度が維持されていても理念が失われてしまうということを多くの団体からも批判の声が上がっています。

このような弱者切り捨てはやめ、要介護1、2の保険外しを中止し、安心、安全の介護保障の実現を求める意見書に対する賛成討論といたします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第15号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

意見書第15号米軍北部訓練場ヘリパット建設に関する意見書（案）に対しまして反対討論をさせていただきます。

この北部訓練場は、アメリカ海兵隊の基地でありまして、総面積が78.33キロ平方メートルという広大な地域を持ち、沖縄県における最大の軍事演習場であります。本区域内の上空2,000フィートまでは米軍による使用が認められておるのが現状でございます。

日米両政府が1996年の日米特別行動委員会、いわゆるSACを最終報告によりますと、北部訓練場7,543ヘクタールのうち、半分以上の3,987ヘクタールを返還するという合意もできておるのが現状でございます。

返還される部分にあるヘリパット7つの残る部分に移設する条件がついたため、住民側が反発し、完成はあと2カ所にとどまっているのが現状でございます。

米海兵隊は、アメリカ太平洋地域における戦略や基地運用計画についてまとめた戦略展望2025の中におきまして、在駐米軍再編成計画について普天間代替施設建設が進行しているいわゆるキャンプシュワブなど、北部は目覚ましい変化を遂げると述べております。最大で51%もの使用不可能な北部訓練場を日本政府に変換し、新たな訓練場の新設などで土地の最大限の活用が可能と期待を示しているのが現状でありまして、国際社会が平和を保つためにも、我々といたしましては日米地位協定の中で抑止力を高めることは今大事ではないかと考えるわけでございます。

また、昨今の新聞によりますと、韓国国防省によりまして、12日付で北朝鮮が北東部豊溪里の核実験で追加実験の準備を整えるとの見方を明らかにしております。この北朝鮮は5回目の核実験を実施した9日の声明で、核武力の質的、量的強化処置は続くだろうと

核開発の継続を明言しておりまして、米韓両軍は年内にも6回目の実験が実施されるおそれがあるのではないかと今警戒を進めている状況でございます。

以上のことから、米軍北部訓練場ヘリパット建設に関する意見書（案）に対しまして反対討論といたします。

以上です。

○議長（市木一郎君） 続いて、第6番、太田健一議員。

○6番（太田健一君） 意見書、米軍北部訓練場ヘリパット建設に関する意見書（案）に対して賛成討論を行います。

沖縄県東村高江と国頭村安波の米軍ヘリパット建設工事が現在行われています。

そもそもヘリパットがどのような経過でつくられようとしているのかを振り返りたいと思います。

さかのぼると、1995年、村山内閣のときに、沖縄の負担軽減をするためにSACOと書きますが、沖縄に関する特別行動委員会というものを設立して、このSACOが日米安全保障協議委員会に対して勧告を作成することを決定しました。翌年、1996年にこの協議委員会において第1次橋本内閣のときにSACOの最終報告を承認して、米軍基地の21%が返還されることになり、その交換条件として、ヘリコプターの着陸隊を北部訓練場に移設することが盛り込まれました。2000年の10月には国際自然保護連合会から、沖縄周辺のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全が勧告されました。さらに、2004年には国際自然保護連合の世界自然保護会議で日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全勧告が採択されました。2008年の1月には日米合同委員会において残り3カ所のヘリコプターの着陸隊の建設工事の実施の承認がありました。しかし、当時地元では2007年からの反対運動がありまして、ヘリパット工事前での非暴力の座り込みによる抗議行動が行われていました。昨年、2015年2月23日には東村の議会、ヘリ新着陸隊使用禁止決議がなされ、同年の6月29日にはオスプレイ飛行禁止と撤去を求める意見書決議が可決されました。そして、本年度の4月21日、沖縄県議会、ヘリパット建設に反対し、建設中止を求める意見書を賛成多数で採択されたという経緯となりました。

沖縄は、僕も2シーズンぐらい暮らしていたことがあるんですが、本当に沖縄の中心はほとんどが米軍基地です。物すごく広い広大な土地を本当に占領されているなというのを僕は2シーズン暮らして実際に感じました。

当初、普天間基地のヘリコプター着陸隊の移設だったものが、先行されて工事が完了したN4地区の2カ所でオスプレイの訓練地になって、連日昼夜を問わずの騒音、低周波の被害を受けている現状です。

村長が、村道の通行禁止を出したことによって、自衛隊のヘリコプターで資機材を運ぶことが現在行われておりまして、これは皆様もメディアでニュースで見られていると思いますが、そもそも米軍の基地のために、日本国民の税金で運営されている自衛隊のヘリコプターを使用しているということにも疑問を感じますし、本当にこれは自衛隊が米軍の下請会社みたいな現状になっているなということも感じます。

先ほど矢野議員が反対討論でいろいろなことを言われていましたけど、国際社会の平和のためということも言われておられまして、日米地位協定のことも言われていましたけど、日米地位協定に関しては先日女性の強姦、海兵隊によることがありまして、これは今回だけではなくて、過去にも何度もこれは行われておりまして、日米地位協定というものがどれだけの差別的なものなのかということが、多くの国民の方々にも最近そういう問題を通して明らかにされていますが、そこを守ってということを言われていましたが、そもそもそれ自体がおかしいことだと思いますし、北朝鮮の脅威のことも言われていましたが、これはふだんから政府が使っている手段ですよ。北朝鮮というのは、国内の本当にそういうことをちゃんと勉強されている方ならわかると思うんですけど、国内の国力というのは国民を養えないような国だということ、いろいろなところから情報として今国際社会に出されていて、その国が核を持って日本を攻撃してくるということは、現実あり得ないということを専門家の方も言われています。アメリカに対して、アメリカの脅威に対して北朝鮮がこういう実験を行うことによって、もう茶々を入れるというか、威嚇をしているだけであって、実際に戦争になったり戦ったりしたら、勝てるわけがないということは国内でもしっかり理解されていることだと思います。

そういった状況の中で、地元議会が今回のこのことに対しては反対を表明されておられます。ということは、地元の議会ということは、住民の方々です。住民の方々の声を無視して機動隊を500人も動員して、ヘリパットの建設の強行ということを進めようとしています。それに対しては直ちに中止を求めていきたいと思います。

以上、賛成討論とします。議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第17号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

意見書第17号南スーダンへの「安保法制」発動を許さない意見書（案）に対しまして反対討論いたします。

日本国民の自衛隊アレルギー、PKOという崇高な反対しにくい海外派遣で払拭する、これが歴代自民党政権の思惑であったのではないかとともに思います。この見え透いた戦略の目標は、既に達成されている自衛隊を否定する世論はもはやないに等しいのではないかとともに思います。撃ちにくい銃を持たせてきた現場の自衛隊員は、間違っただけで撃つたら国外犯になりかねない矛盾をどの日本人より痛感し、薄氷を踏む思いで任務を無事故でこれまでやってきたのが現状ではないかと思えます。数々のミッションで他国の軍と活躍してきた、これは本当に奇跡ではないかとも思われます。今回の安保法制というより、これがなくても民主党政権以来送られている南スーダンの情勢悪化と、国連PKOの劇的な交戦下によりまして、事故は時間の問題ではないかとも思われる現状でございます。

この安保法制反対、安倍政権反対ばかり熱狂していると、こういった点が見えなくなるのではないかととも思うわけでございます。

現に、駆けつけ警備なる用語は現場にはないようでございます。これは、国連平和維持活動、いわゆるPKOで行われる警護業務で駆けつけようと駆けつけまいと、PKO施政下でおきまして活動する国連職員、いわゆるユニセフ等の国連関連団体、NGO等の人道援助団体を武力を使って保護することになっておりまして、それをやるには国連平和維持軍、いわゆるPKFと同じくPKOのもう一つの部分である国連文民警察であるわけでございます。同じPKFの中でも窮地に陥った部隊に他国の部隊が駆けつける、協力するのは一つの統合指揮下で一体化しておりまして、PKF部隊として当たり前のことだとわかるわけでございます。その他、駆けつけ警備はその国活動する国連職員人道援助要員への傷害を違法とする紛争当事国、例えば南スーダンでありますけれども、国内法を根拠として警察権を行使する国連文民警察の仕事であるのではないかとも思うわけでございます。

住民保護というある国家の国民に降りかかる脅威を、その国にかわって国連が守るといふ、つまり国連がいわば自衛権を行使するようになったのが、現在のPKOにおいて国連平和維持軍PKFと国連文民警察の線引きはより明確になってきているわけでございます。PKFは交戦主体として戦時国際法、国際人道法に遵守する。国連文民警察は当事者国の国内法、つまりPKFは戦争として敵を退治し、また国連文民警察は犯罪として退治するわけでございます。こういった状況の中でありまして、以上のことから南スーダンへの安保法制の発動を許さない意見書（案）に対しまして反対討論といたします。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 続いて、第7番、野並享子議員。

○7番（野並享子君） 意見書第17号南スーダンへの安保法制の発動を許さない意見書に対しての賛成討論を行います。

防衛大臣が安保法制で拡大された自衛隊の新たな任務について、全面的に訓練を開始するということを発表しまして、今青森県の自衛隊基地では11月から南スーダンに赴く自衛隊に対して、戦闘地域での米軍の支援を想定した武器を使った実戦訓練が行われています。

南スーダンは、現在、大統領派と副大統領派の戦闘が激化しており、戦死者が出ております。首都ジュバだけでなく、中部ジョングレイ州では、8月21日副大統領派が政府庁舎を襲撃し、100人以上が死亡し、政府軍に20人の死者が出ました。北部ユニティでも戦闘が激化し、20日までの1週間で数千人が家を逃れたと報じられており、南スーダンでは今内戦状態が続いております。

政府は、駆けつけ警護は付与しないと、危険な地域は派兵しないと、今矢野議員が言われたように、PKFだから何か安全みたいなということをおっしゃいますが、今あの南スーダンは内戦状態の国でありまして、安全な場所というのはあるのでしょうか。どこもかも本当に今大変な事態になっています。しかも、国連の安保理のところでこの受け入れ国の同意のない地域に派兵をすれば、現地は本当に緊張を増して、暴力的になるということで、ベネズエラの代表が反対を表明いたしました。

このようなところに安保法制を発動していく、そして自衛隊に殺し、殺されるというような状況になっていくということは、自衛隊員の戦死者を出すことになってしまうということになります。また、NPO活動の方々の命も危うくなります。

今このような状況の中で、国民の命を守るためには、南スーダンへの安保法制の発動を許さない、この意見書は今出さなくてはならないというふうに思っております。

この青森での、今回南スーダンに赴く自衛隊員の家族からは、自衛隊に子どもを入隊させたということに対して、本当に胸を痛めておられます。このような状況の中で、この滋賀県の中でもあいは野で今日米合同演習が行われ、このあいは野でもいずれそういった形でまた回ってくる、こういった戦闘地域に派兵されるのではないかと、そういったことが今心配事として行われております。滋賀県内でもこれは関係ないような状況ではないし、この野洲市内の中にもそういった自衛隊員の方がおられるという状況もあろうかと思

います。

ぜひこの9月の議会にこの意見書を可決していただき、自衛隊員の命を守っていくというのを野洲の市議会として表明をしなければならないと思いますので、ご賛同、よろしくをお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第18号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

意見書第18号緊急事態条項の新設に反対する意見書（案）に対しまして、反対討論をさせていただきます。

我々の公明党の北側一雄副代表は、会見でこう述べております。緊急事態の際に衆議院が解散されていた場合の議員任期延長の特例については議論すべきだと述べて、具体的に議論を進めるべきだという考えを示しております。

いわゆる、憲法に緊急事態条項を新たに書き込む議論があるわけでございまして、災害対策基本法や国民保護法など、緊急事態を想定した詳細な法整備が既にこれはなされております。安倍首相への権限集中や、国民の人権制限の根拠とする緊急事態条項を憲法に盛り込む必要はないかと考えております。

一方、国会議員の任期は憲法に規定されておまして、緊急時の任期延長は議論の余地があるのではないかと考えているところでございます。衆議院が解散されていても、参議院の緊急集会で危機対応できるとの考えもございますけれども、あの東日本大震災のような大災害時こそ、国会が十全に役割を果たすことが求められているのではないかとも思います。

ただ、緊急事態とは何か、誰が判断するのかなど詰めるべき論点は多い。また、各党間でこれはじっくりと議論すべき課題ではないかと考えておるわけでございます。

我々公明党の加憲の考えといたしましては、大前提として基本的人権の尊重、恒久平和主義、国民主権の三原則を持ち、日本の戦後民主主義の土台を築いた現行憲法をこれは評価しているわけでございまして、国民に広く定着しているこの三原則を堅持した上で、時代の変化に応じて必要な条項をつけ加えるのが加憲の考えでございます。手続上、憲法の全文を一度に変えることは本当に不可能でありまして、最も優れた改憲方法ではないかも今考えている状況でございます。

以上のことから、緊急事態条項の新設に反対する意見書案に対しまして反対討論といたします。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 続いて、第6番、太田健一議員。

○6番（太田健一君） 意見書、緊急事態条項の新設に反対する意見書案の賛成討論を行います。

政府が導入を目指していますこの緊急事態条項は、基本的人権の制限というものを可能とするものであり、実質上の戒厳令ともなり得ます。与党である自民党の改憲草案に列記されている内容からも、国会に諮らずに首相が法律と同等の政令を出すことができるようにもなりますし、極めて危険性が高いものであります。さらに、この発動要件を内乱等その他の法律で定める緊急事態などと曖昧に書いていることを示しておりまして、これでは何でもありとなりますし、発動理由もどのような政令を出すのかの制限もなく、このような条項は世界の緊急事態条項にもありません。政府は、大きな目的のために権利が制限されることもあり得る、全ての権利を守ることを前提にし、国が亡びたらどうにもならないというように正当化して、災害などを例に挙げて想定外のときは超法規的に対応しなければならないとしていますが、災害などの緊急時の法制は既に整備されておりますし、これまでの震災対応の遅れは行政による事前の備えの不十分さであって、新たな法整備が必要なわけではありません。ましてや、災害時に必要なのは、国の権限を強化することではなく、実際に災害対策に当たる自治体に権限や情報を思い切っておろすことこそ重要でありまして、国の権限強化は自治体に情報が届かなくなるなど、災害救助対策と逆行することになります。

このように、事前に政府に人権を制限できるフリーハンドを与えるのは乱用の危険性も高く、危ないと思います。

戦前の日本で治安維持法に死刑が導入されたときは、議会で審議未了、廃案になったにも関わらず、緊急勅令で死刑導入が決定されたという歴史の経緯があります。そういうことから、現行の憲法には緊急条項は入らなかったというわけです。

先ほど矢野議員が言われておりました現行法は評価している、そこにつけ加える必要はあるとは言われていました。さらに、公明党で掲げているというか、3つのことを大事にしている、その中に人権を守ると、基本的人権をとということを言われていましたが、この基本的人権をまず守らなければならないという憲法の大原則が今回のこの緊急事態条項というのは揺るがしてしまう、そうした危険性があります。そして、ということは、もう野洲の市民の命や暮らしを脅かすという危険性ということにも膨れ上がっていきます。そう

いった意味で、今回のこの緊急事態条項の新設にということには反対したいと思います。

以上、緊急事態条項の新設に反対する意見書（案）の賛成討論とします。議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

暫時休憩します。

（午後４時１３分 休憩）

（午後４時１３分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員から発言を求められておりますので、これを許します。

鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗君） 先ほどのＴＰＰの協定の中で賛成討論をした内容の中で、国民をばかにしたという表現をいたしました。国民を無視したということに訂正をお願いしたいと思います。本当にどうも申しわけございませんでした。

○議長（市木一郎君） これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第１２号臨時国会でＴＰＰ協定を批准しないことを求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第１２号は否決されました。

次に、意見書第１３号同和問題の解決に逆行する『部落差別固定化法案』の制定を行わないことを求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第１３号は否決されました。

次に、意見書第１４号「要介護１・２」の「保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障の実現を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めま



す。

(少数起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第14号は否決されました。

次に、意見書第15号米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第15号は否決されました。

次に、意見書第16号返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第16号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第17号南スーダンへの「安保法制」発動を許さない意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第17号は否決されました。

次に、意見書第18号緊急事態条項の新設に反対する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第18号は否決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。再開時刻を午後４時３０分とします。

(午後４時１７分 休憩)

(午後４時３０分 再開)

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（山仲善彰君） 平成２８年第３回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は去る８月２５日に招集させていただき、本日に至りますまで２３日間でありました。提案いたしました平成２７年度決算の認定１１件、平成２８年度補正予算６件、条例の改正２件、その他３件、追加提案いたしました人事案件１件の合わせて２３議案について慎重なご審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございます。

特に、子育て支援では、幼児保育事業と低年齢児を対象とした保育園の入園開設の支援を行うことにより、一層の充実が図られることとなります。病児保育事業については、民間の医療機関の開設にあわせて事業を実施する提案があり、これに対しまして施設整備に対する補助を行うとともに、今後事業委託を行うことにより、よい形で長年の課題が解決することとなりました。

また、下水道事業におきましては、地方公営企業法の全部適用とし、経営成績や財政状況など、自らの経営状況のよりの確な把握を行い、事業の効率と透明性を向上させてまいります。

また、一般質問におきましては、低酸素社会への取り組み、観光事業、通学路の安全対策、学校施設整備、幼児予防接種や妊産婦ケアなどの子育て支援、まちづくりや立地適正化計画などをはじめとして産業振興、福祉施策、教育施策、都市計画などについて多岐にわたり、さまざまな分野における施策に対しまして貴重なご意見やご提案を賜りました。

野洲市の今後の課題といたしましては、仮称野洲市民病院整備、駅前の整備、国道８号野洲栗東バイパス、駅北口広場周辺整備、雨水幹線整備、仮称三上こども園整備、新発達支援センター整備、新クリーンセンター整備に伴う余熱利用施設整備、さらには立地適正化計画に基づく積極的な都市計画の推進などがあります。さらに、市民の安心を高める市民生活相談や生活困窮者支援の充実、障がい者の自立と社会参加、農、商を含む産業全体

の振興、文化、スポーツと観光振興等の施策展開も重要であります。

私にとりましては今議会が2期目最後の議会となります。議員の皆様をはじめ、市民の皆様には、これまでご協力というよりは野洲のまちづくりへの協働のお取り組みに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

今議会冒頭に表明いたしましたとおり、先に述べました諸課題の解決を進め、野洲の元気と安心を一層伸ばすまちづくりに取り組むために、次の市長選に臨ませていただきます。

最後に、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、市政運営の一層のご理解とご支援を賜りますことを切にお願い申し上げますとともに、本市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（市木一郎君） 以上で、平成28年第3回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。（午後4時34分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年9月16日

野洲市議会議長                   市 木 一 郎

署 名 議 員                   梶 山 幾 世

署 名 議 員                   坂 口 哲 哉